

○新十津川町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

昭和48年10月18日規則第6号

改正

昭和58年2月1日規則第2号  
昭和59年9月22日規則第10号  
平成4年6月1日規則第7号  
平成6年12月29日規則第22号  
平成16年9月29日規則第26号  
平成17年12月30日規則第37号  
平成18年9月4日規則第36号  
平成19年4月27日規則第36号  
平成20年3月28日規則第16号  
平成20年8月12日規則第35号  
平成20年12月24日規則第46号

新十津川町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、新十津川町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成6年新十津川町条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(一部負担金)

**第1条の2** 条例第4条第1項の規則で定める一部負担金の額は、受給資格者（条例第3条に規定する者をいう。以下同じ。）が3歳未満（3歳に達する日の属する月の末日までの期間を含む。）又はその属する世帯員全員が市町村民税非課税者の場合を除き、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第67条第1項第1号の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の法に規定する後期高齢者医療被保険者が法の規定により負担すべき額（食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く。）に相当する額から、次に掲げる額を控除した額とする。

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第14条の規定の例により算定した高額療養費に相当する額。この場合において、同条第1項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は令第15条第1項及び第2項の規定にかかわらず、44,400円とし、令第14条第3項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は令第15条第3項の規定にかかわらず、12,000円とする。
- (2) 初診1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - ア 医科を受診した場合 580円
  - イ 歯科を受診した場合 510円
  - ウ 柔道整復を受療した場合 270円

(基本利用料の額の算定)

**第1条の3** 条例第4条第2項に規定する規則で定める額は、令第15条第3項(同項第2号に掲げる者については第1号を適用する。)に規定する額とする。

(受給者証の交付申請)

**第2条** 条例第5条の規定による医療に関する経費の助成を受けようとする者又は保護者は、重度心身障害者医療費受給者証交付(更新)申請書(別記様式第1号)又はひとり親家庭等医療費受給者証交付(更新)申請書(別記様式第2号)を町長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 重度心身障害者医療に関する経費の助成を受けようとする者は、条例第2条第1項第1号に規定する身体障害者手帳又は同項第2号に規定する状態にあることが判定され、若しくは診断された書類又は同項第3号に規定する精神障害者保健福祉手帳

(2) ひとり親家庭等医療に関する経費の助成を受けようとする者は、現に児童を扶養し、又は監護している事実を明らかにすることができる書類

(3) 受給資格者又は配偶者若しくは扶養義務者の所得の状況を明らかにする書類

(4) 受給資格者が満3歳に達する日の翌月以降の者で、その属する世帯員全員が市町村民税非課税者のときは、世帯員全員が市町村民税非課税者であることを証する書類

(5) 医療保険各法による被保険者又は被扶養者であることを証明する書類(以下「被保険者証等」という。)

3 町長は、前項の規定にかかわらず、申請書に添付すべき書類の内容が、公簿等により確認できるときは、当該書類の添付を省略させることができるものとする。

4 町長は、第2項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、他の書類を添付させることができるものとする。

(受給者の決定)

**第3条** 町長は、条例第6条第1項の規定により受給資格者であることを決定したときは重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費受給者証交付通知書(別記様式第3号)により、受給資格者であることを承認しないことを決定したときは重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請却下通知書(別記様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

(受給者証の交付)

**第4条** 町長は、条例第6条第1項の規定により受給資格者であることを決定したときは、申請者に重度心身障害者医療費受給者証(別記様式第5号)又はひとり親家庭等医療費受給者証(別記様式第6号)(以下これらを「受給者証」という。)を交付するものとする。ただし、法の規定による医療を受けることができる者(町民税非課税世帯に属する者及び法第67条第1項第2号に掲げる者を除く。)については当該医療を受けることができる間、受給者証を交付しないものとする。

(受給者証の更新)

**第4条の2** 受給者証は、毎年更新するものとし、その期間は有効期間の満了前1月以

内に第2条第1項に定める申請書により行うものとする。ただし、町長が特に認めたときは、この限りでない。

(受給者証の再交付申請)

**第5条** 受給資格者は、受給者証を破り、よごし、又は失ったことにより、受給者証の再交付を受けようとするときは、重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費受給者証再交付申請書（別記様式第7号）を町長に提出してその再交付を受けることができる。

(助成金の交付申請)

**第6条** 受給資格者は、条例第8条第2項の規定による医療に関する経費の支給を受けようとするときは、重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費支給申請書（別記様式第8号）を町長に提出するものとする。

(助成金の交付の決定)

**第7条** 町長は、前条の申請書を受理したときはその内容を審査し、受給者に支給することを決定したときは重度心身障害者医療費支給決定通知書（別記様式第9号）又はひとり親家庭等医療費支給決定通知書（別記様式第10号）により、当該申請者に通知するものとする。

(届出)

**第8条** 条例第9条第1号の規定による届出は重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費受給者住所等変更届（別記様式第11号）により、同条第2号の規定による届出は重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費支給資格喪失届（別記様式第12号）により行うものとし、当該届書には、受給者証を添付するものとする。

#### 附 則

この規則は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則（昭和58年2月1日規則第2号）

この規則は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則（昭和59年9月22日規則第10号）

この規則は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則（平成4年6月1日規則第7号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成6年12月29日規則第22号）

この規則は、平成7年1月1日から施行する。

附 則（平成16年9月29日規則第26号）

1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。

2 この規則は、施行の日以後に行われた医療に係る助成の額から適用し、同日前に行われた医療に係る助成の額については、なお従前の例による。

附 則（平成17年12月30日規則第37号）

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年9月4日規則第36号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第2条中別記様式の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年4月27日規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成20年3月28日規則第16号）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の新十津川町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第4条の規定により交付された受給者証は、当該有効期間の満了するまでの間は、改正後の新十津川町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第4条の規定により交付された受給者証とみなす。

**附 則**（平成20年8月12日規則第35号）

- 1 この規則は、平成20年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の新十津川町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第2条に規定する交付申請は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

**附 則**（平成20年12月24日規則第46号）

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

別記様式第2号（第2条関係）

別記様式第3号（第3条関係）

別記様式第4号（第3条関係）

別記様式第5号（第4条関係）

別記様式第6号（第4条関係）

別記様式第7号（第5条関係）

別記様式第8号（第7条関係）

別記様式第9号（第7条関係）

別記様式第10号（第7条関係）

別記様式第11号（第9条関係）

別記様式第12号（第9条関係）